

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

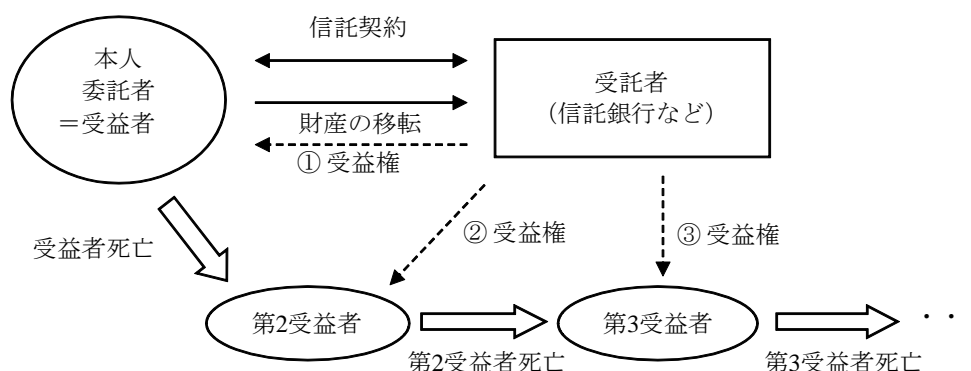
今回のテーマ： 受益者連続型信託契約の活用

遺言では、自分の財産を相続した相続人が、その財産を誰に相続するかまでを指定することはできません。一方、受益者連続型信託契約を活用しますと、信託設定時から30年経過後に最初に発生する相続まで受益者を指定することが可能です。

<受益者連続型信託契約の概略>

委託者は、財産の所有権を信託銀行などの受託者に移転して当初は受益者となります。

受益者死亡後は第2受益者に、第2受益者死亡後は第3受益者に順次受益権を移転させます。



信託設定時、委託者=受益者の場合には課税関係は生じませんが、異なる場合には受益者に贈与税等が課されます。受益者連続型信託契約締結後は、受益者の死亡による変更の都度、受益権は相続税等の課税対象となります。

1. 遺言と受益者連続型信託契約の違い

	遺言	受益者連続型信託契約
(1) 対象財産	財産の所有権	財産から生じる収益の受益権
(2) 手続き	遺言書の作成	信託契約の締結（遺言書の作成不要）
(3) 財産・収益の移転スピード	遺言執行に時間がかかる	受益者の死亡後ただちに収益の移転が可能

2. 活用事例

この信託契約はつぎのように活用することができます。

- (1) 被相続人の死亡後は妻、妻死亡後は前妻との間の長男を受益者、あるいは妻死亡後は被相続人の弟を受益者とする。
- (2) 被相続人の死亡後は事業を引き継いだ長男、長男死亡後はその事業を手伝っている二男の子を受益者とする。

お見逃しなく！

- (1) 受益者連続型信託契約を設定しても、相続税の節税にはなりません。受益者が被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫を含む）、配偶者以外の場合は、相続税額が2割加算されます。
- (2) 信託の受益権に対しても遺留分の減殺請求の対象となります。
- (3) 信託契約設定時にまだ存在していない孫やひ孫を受益者に指定することも可能です。